

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

令和4年 3月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

発議者	取手市議会議員	関 戸 勇
〃	〃	加 増 充 子
〃	〃	細 谷 典 男

提案理由

国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除するよう修正提案するものです。

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第10号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第10号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減額し、又は免除する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、市長は、国民健康保険の被保険者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る被保険者均等割額を免除する。</u></p> <p><u>3 第1項又は前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の</u></p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を<u>減免する。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者(未就学児である第1子を除く。)</u> <u>が属する世帯の者</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得</u></p>

被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

4 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 3 項の規定の適用については、同項ただし書中「第 1 項第 3 号に掲げる者又は前項に規定する者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

3 (略)

付 則

1 から 16 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。